

[事案 2020-170] 新契約無効請求

・令和3年4月26日 裁定終了

<事案の概要>

契約内容が募集時の説明と異なっていたことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成28年2月に契約し、令和元年11月に解約した終身保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料と解約返戻金の差額を返してほしい。

- (1)「預金よりお得な商品がある。預金代わりにどうか。」と募集人に勧められたが、実際の契約内容は、生前に得られる金額が払込保険料の合計額を下回るものであり、預金目的になるものではなかった。
- (2)本契約は、すでに加入済みの保険と同一のものであったが、その旨の説明がなく、自分は契約に不慣れな主婦であったため、そのことに気づかなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、設計書を使用して、払込保険料総額と生存時に受領できる金額を説明した。申立人は、当社による事情聴取において、設計書の説明を受けたことは覚えていると発言した。
- (2)募集人は、申立人に対して、設計書、リーフレット、注意喚起情報を使用して2回説明を行っている。申立人は50歳代と若く、判断能力に問題はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約申込当時の説明状況と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約内容が募集時の説明と異なっていたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。